

改正案	現 行
<p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十一の二十の三 （略）</p> <p>十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十 第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十一の二 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局 又は陸上移動中継局 に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十三 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十四 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十五 設備規則第四十九条の六の十一 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>十一の二十六 設備規則第四十九条の六の十一 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p> <p>十一の二十七 設備規則第四十九条の六の十一 においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信</p>	<p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十一の二十の三 （略）</p> <p>十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備 又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十三 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十四 設備規則第四十九条の六の十一第一項においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの</p> <p>十一の二十五 設備規則第四十九条の六の十一 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>十一の二十六 設備規則第四十九条の六の十一 においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p> <p>十一の二十七 設備規則第四十九条の六の十一 においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信</p>

バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十八 設備規則第四十九条の六の十一 においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

十二く六十六 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備

二 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一	二 試験項目		三 測定器等		四 特定無線設備の種別				
装	(略)	二	二	二	二	二	二	二	(略)

バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十八 設備規則第四十九条の六の十二 においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

十二く六十六 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備

二 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
---	--------	--------	-------------

装置送信						置
周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度計	
周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	
				15 注 ○		
○	○	○	○			備設線無の 一 二 三 の号 一 十 第 項 一 第 条
○	○	○	○			備設線無の 二 の号 一 十 第 項 一 第 条
○	○	○	○			備設線無の 二 二 の号 一 十 第 項 一 第 条
○	○	○	○			備設線無の 三 二 の号 一 十 第 項 一 第 条
○	○	○	○			備設線無の 四 二 の号 一 十 第 項 一 第 条

装置送信						置
周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度計	
周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	
				15 注 ○		
○	○	○	○			備設線無の 一 二 三 の号 一 十 第 項 一 第 条 二 第 項
○	○	○	○			備設線無の 二 二 の号 一 十 第 項 一 第 条 二 第 項
○	○	○	○			備設線無の 三 二 の号 一 十 第 項 一 第 条 二 第 項
○	○	○	○			備設線無の 四 二 の号 一 十 第 項 一 第 条 二 第 項
						略(
						略(

置装信受		シス特性	直線検波器
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器		
総合周波数特性	低周波発振器 電力計		
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計		
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器		
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	○	17注○
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	○	16注○
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ		
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計		
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計		
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		

置装信受		又は変調度	度計
プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器		
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器		
総合周波数特性	低周波発振器 電力計		
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計		
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器		
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	○	○
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	○	16注○
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ		
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計		
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計		
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計		

隣接チャネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロス コープ								
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計								
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音 計								
局部発振器の 周波数変動	周波数計								
ダイエンプア ンス特性	低周波発振器 直線検波器								
総合歪及び雑 音	標準信号発生器 歪率雑音計								

注 1 ～ 15 (略)

16 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・周波

スプリアス・ レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計								
隣接チャネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ スコープ								
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計								
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計								
局部発振器の 周波数変動	周波数計								
ダイエンプア ンス特性	低周波発振器 直線検波器								
総合歪及び雑 音	標準信号発生器 歪率雑音計								

注 1 ～ 15 (略)

16 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・周波

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備であつて時分割複信方式を用いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備(再生中継方式(設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。)以外の中継方式による中継を行うものに限る。)、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。))又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。))にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ・ウ (略)

11・13 (略)

別表第一号 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備、~~シングルキャリア~~周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備(基地局と通信を行うものに限る。)、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備であつて時分割複信方式を用いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備(再生中継方式(設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。))以外の中継方式による中継を行うものに限る。))又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。))にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ・ウ (略)

11・13 (略)

別表第一号 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz間隔1,001波)」のように付記すること。

(2) 第2条第1項第11号の19又は第11号の21に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz(同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

(3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

(4) 第2条第1項第11号の19若しくは第11号の21に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからキまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

ア 718MHzを超え748MHz以下及び773MHzを超え803MHz以下の周波数帯

イ 815MHzを超え845MHz以下及び860MHzを超え890MHz以下の周波数帯

ウ 900MHzを超え915MHz以下及び945MHzを超え960MHz以下の周波数帯

エ 1427.9MHzを超え1462.9MHz以下及び1475.9MHzを超え1510.9MHz以下の周波数帯

オ 1744.9MHzを超え1784.9MHz以下及び1839.9MHzを超え1879.9MHz以下の周波数帯

カ 1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz間隔1,001波)」のように付記すること。

(2) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz(同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

(3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

(4) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからカまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

ア 718MHzを超え748MHz以下及び773MHzを超え803MHz以下の周波数帯

イ 815MHzを超え845MHz以下及び860MHzを超え890MHz以下の周波数帯

ウ 900MHzを超え915MHz以下及び945MHzを超え960MHz以下の周波数帯

エ 1427.9MHzを超え1462.9MHz以下及び1475.9MHzを超え1510.9MHz以下の周波数帯

オ 1744.9MHzを超え1784.9MHz以下及び1839.9MHzを超え1879.9MHz以下の周波数帯

カ 1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以

下の周波数帯

キ 3.4GHz を超え 3.6GHz 以下の周波数帯

4～7 (略)

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHz を超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis (絶対利得) で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第11号の21、第11号の21の2、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

(2) (略)

9～12 (略)

第二～第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式 略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の21に掲げる無線設備	J U
<u>第2条第1項第11号の21の2に掲げる無線設備</u>	<u>I S</u>

下の周波数帯

4～7 (略)

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHz を超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis (絶対利得) で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

(2) (略)

9～12 (略)

第二～第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式 略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の21に掲げる無線設備	J U

第2条第1項第11号の22に掲げる無線設備	KU
第2条第1項第11号の23に掲げる無線設備	<u>JS</u>
第2条第1項第11号の24に掲げる無線設備	<u>KS</u>
(略)	(略)

5 (略)

第2条第1項第11号の22に掲げる無線設備	KU
第2条第1項第11号の23に掲げる無線設備	<u>LU</u>
第2条第1項第11号の24に掲げる無線設備	<u>MU</u>
(略)	(略)

5 (略)